事　務　事　業　一　元　化　調　書

関市・武儀郡町村合併協議会

協議項目	２６－21．建設関係事業	協議細目	
調整方針	（案） １　土木水利員については、関市の制度を適用するものとする。ただし、各町村における委員の配置及び定数等については、地域の実情を踏まえ調整するものとする。 ２　都市緑化事業については、関市に準ずるものとし、細部の取扱いについては、新市において調整するものとする。 ３　武儀町における私設道改良事業補助金については、合併時に廃止するものとする。 ４　都市計画区域については、当分の間は現行のとおりとし、合併後、新市において都市計画区域等の見直しを検討するものとする。 ５　道路占用料及び屋外広告物許可手数料については、関市の制度に統一するものとする。 ６　公営住宅については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。 ７　急傾斜地崩壊対策事業分担金については、関市の制度に統一するものとし、武儀町における住宅地域崩壊防止事業補助金については、合併時に廃止するものとする。		
項目	参考資料		
	資料は、第１０回合併協議会（１６年４月２７日）に提出済み。　（Ｐ７９～Ｐ８４）		